

# 令和2年度コーチライセンス取得支援事業 実施要項

## 1 目的

各競技団体の指導者養成計画の一環として、国民体育大会に参加する監督の必須条件である指導者資格を取得するための経費を補助し、継続的に選手強化に必要な高い資質を持つ指導者を養成することを目的とする。

## 2 補助対象

### (1) 内容

国民体育大会で監督の条件となっている資格（教師・上級教師は除く）の取得に必要な旅費、宿泊費、使用料、受講料を補助する。

### (2) 期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※受講申込が前年度中でも、上記期間の支出経費であれば対象経費とする。

### (3) 対象者

国民体育大会正式競技である本会加盟の競技団体を構成する指導者

## 3 事業予算

年間50万円を上限とする。

## 4 補助金額（1人あたりの上限）

コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4
50,000円	60,000円	80,000円	90,000円

※その他、中央競技団体等の資格がこれに該当する場合は、それに準ずる。

※補助対象者数によっては、この限りではない。

## 5 交付申請

競技団体は、令和2年8月31日（月）までに交付申請書（第1号様式）、指導者養成計画（第2号様式）、推薦書（第3号様式）、資格養成講習会開催要項、受講申込書の写しを本会に提出すること。

なお、複数人いる場合はそれぞれの関係書類を整え、推薦順位をつけて推薦すること。

※資格養成講習会開催要項及び受講申込書の写しについて、交付申請する時点で提出できない場合は後日でも可とする。

## 6 補助対象者の選考基準

競技団体から提出された交付申請書を精査し、事業予算の範囲内で選考する。

なお、選考にあたっては、下記項目順に優先して本会事務局にて選考する。

- ①各競技団体の推薦順位が1位の者
- ②国民体育大会で監督の条件となっている資格を取得しようとする者
- ③国民体育大会で監督兼選手が必須である競技（種別）の者
- ④資格養成講習会の開催頻度が少ない競技の者
- ⑤岐阜県外で資格養成講習会が開催される競技の者
- ⑥資格保有者が極端に少ない競技団体の者

## 7 交付決定通知・不承認通知

補助対象となった競技団体には、補助金を交付決定する。その他の競技団体には不承認通知を行う。

## 8 実績報告

補助対象となった競技団体は、事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日いずれか早い日までに以下の書類を本会に提出すること。

- (1) 実績報告書（第 4 号様式）、資格の取得もしくは講習会の修了を証する書面の写し、経費の支出に係る領収証等の写し（証拠書類）、請求書（第 5 号様式）
- (2) 証拠書類の原本は 5 年間保管すること。なお、必要に応じて提示すること。

## 9 証拠書類（任意様式）

### (1) 旅費

- ・団体の会計規程に基づく額を支給し、受領証を提出すること。
- ・実費相当額を支給する場合は、インターネットで事業日に合わせて路線検索（公共交通機関）や経路検索（自家用車）を行い、それに表示される金額を支給することとなるため、その画面を印刷して受領証と併せて提出すること。なお、同乗者には支給できない。
- ・旅客鉄道領収証等がある場合は、それを提出すること。（起点～終点を明記）

### (2) 宿泊費

- ・宿泊証明書（宿泊者名、期間、施設名、施設住所、宿泊施設証明印）を提出すること。
- ・1泊あたりの宿泊費は、宿泊地によって下記のいずれかを対象経費とする。（税込）  
10,900 円：東京都 23 区内、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、堺市、広島市、福岡市  
9,800 円：その他の市区町村

なお、講習会主催者等による宿舍の指定や斡旋がある場合は、それが明記されている宿泊決定通知等を提出すれば、上記金額を超えていても対象経費とする。

- ・前泊及び後泊については、必要と認められる場合のみ対象経費とする。

### (3) 使用料

- ・宿泊施設利用時に駐車料金を支払う場合は、領収証を提出すること。
- ・有料道路を利用した際は、通行料のわかる利用明細書等を提出すること。なお、往復の起点・終点が異なる場合は、その理由を記入すること。

### (4) 受講料

- ・講習会主催者等からの領収証や振込明細書等を提出すること。
- ・参加料、負担金が明記されている開催要項等を提出すること。

## 10 補助金額の確定

競技団体から提出された実績報告書を精査した後、対象経費が補助金額（上限）を超えていれば満額、それ未満であれば支出した対象経費を補助金額として確定し、指定口座に振り込む。

## 11 その他

本事業実施要項に示されない事項については、本会と競技団体が協議し、適切に実施するものとする。